

### III 判例研究 III

## 適格退職年金契約の解約に伴う分配金 (退職に基因しないもの)

- 国税不服審判所平成18年12月13日裁決 -

渡 邊 英 之

#### 1 《事案の概要》

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、転籍して勤務していた法人が適格退職年金制度から確定拠出年金制度へ移行するに当たって、退職金前払い制度を選択し、請求人の適格退職年金制度に係る個人別年金資産を確定拠出年金制度へ移換せずに受け取った一時金について、一時所得であるとして確定申告をした後に、退職所得に当たるとして更正の請求をしたところ、原処分庁が、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたのに対して、請求人が、その取消しを求めた事案である。

#### 2 《裁決》

##### (1) 《裁決のポイント》

適格退職年金制度から確定拠出年金制度への移行に際し、請求人に支払われた適格退職年金契約の解約に伴う分配金は、一時所得に該当するとした事例（①平成16年分の所得税の更正の請求に対してされた更正をすべき理由がない旨の通知処分、②平成16年分の所得税の異議決定／①棄却、②却下・平成18年12月13日裁決）

##### (2) 《審査請求に至る経緯》

イ 請求人は、A社に籍を有する従業員であり、C社に出向して勤務し

- ていた。
- ロ 平成14年7月1日付で、A社がB社に吸収合併されたことに伴い、請求人は、B社に籍を有し、その後、平成15年1月1日付で、B社から出向先であるC社に転籍した。
- ハ A、B及びC社は、いずれも適格退職年金制度を有しており、A社がB社に吸収合併されたことに伴い、A社の適格退職年金制度に係る年金資産はB社に引き継がれ、また、B社からC社に転籍した者についても、当該転籍者の適格退職年金制度に係る個人別年金資産がC社に引き継がれた。
- ニ 平成16年6月1日付で、C社が適格退職年金制度から確定拠出年金制度に移行するに当たって、請求人は、C社の退職金規定に定められた退職金前払い制度を選択し、請求人の適格退職年金制度に係る個人別年金資産について、確定拠出年金制度へ移換せずに、適格退職年金契約に係る信託業務を行うD信託銀行から、一時金（以下「本件一時金」という。）で受け取った。
- ホ 請求人は、本件一時金について、一時所得であるとして確定申告をしたが、その後、退職所得に当たるとして更正の請求をしたところ、原処分庁は、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。
- ヘ 請求人は、この処分を不服として異議申立てをしたところ、異議審理庁が異議申立てを棄却する旨の異議決定をしたため、審査請求をした。

### (3) 《裁決の要旨》

請求人は、適格退職年金制度から確定拠出年金制度への移行に際し支払われた本件一時金は、①所得税基本通達30-2《引き続き勤務する者に支払われる給与で退職手当とするもの》の(1)の定めは、内部積立方式による退職一時金制度を改廃した場合は示していないから、適格退職年金制度を改廃したことによって引き続き勤務する従業員に対し

て支払われた本件一時金についても同通達を適用すべきであること、②転籍とは、請求人が籍を有していたA社と合併し存続会社となったB社との雇用関係を解消しC社との新たな雇用契約を結ぶということであり、A社の適格退職年金はC社へ継続されず、本件一時金はB社からの退職に基因して支払われたものであるから、所得税法第31条《退職手当等とみなす一時金》第3号の規定に該当すること、③過去の勤務期間が継続されない退職金前払い制度の選択により、勤務期間の通算の優遇措置がなくなることから、本件一時金は退職所得に当たる旨主張する。

しかしながら、①本件一時金は、外部拠出型の退職金制度から支払われたものであるため給与としての性質を有しておらず、所得税法第30条《退職所得》第1項に規定する「これらの性質を有する給与」に当たらないので、所得税基本通達30-2の(1)の適用はなく、退職所得とは取り扱われないと解されること、②C社は、同社への転籍前にB社の適格退職年金制度の加入者であった者については、B社の勤続年数を通算する旨を退職慰労金規定において定め、転籍者に係る同制度の年金資産を退職年金規約に基づきD信託銀行（運用機関）に移換しており、請求人には、転籍によるB社との雇用関係の解消は認められるが、B社の適格退職年金制度に基づいて支給を受ける一時金の受給権は発生せず、転籍後は、C社の適格退職年金制度が適用されることとなったことから、本件一時金は、転籍によるB社との雇用関係の解消に基因して支払われたものではないから、退職所得には当たらないこと、③本件一時金は、適格退職年金契約の解約に基づく分配金が退職金前払い制度を選択したことにより支払われたものであるから、退職所得には当たらないことから、請求人のいずれの主張にも理由がない。

以上のとおり、本件一時金は、請求人の退職により支給された分配金ではないから、所得税法第30条第1項及び同法第31条第3号の規定には当たらず、C社の適格退職年金契約の解約に伴い、D信託銀行から支払を受けたものであるから、所得税法第34条《一時所得》並びに同法施行

令第183条《生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等》第2項及び第3項第3号の規定により一時所得に該当する。

### 3 《検討》

#### (1) 退職所得の意義

所得税法第30条第1項は、退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与(以下「退職手当等」という。)に係る所得をいう旨規定している。また、退職手当等について、所得税基本通達30-1は、本来退職しなかったとしたならば支払われなかったもので、退職したことに基因して一時に支払われることとなった給与をいう旨定めており、退職に際し又は退職後に使用者から支払われる給与と解するのが相当である。

そして、退職所得については、①その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とすること、②退職所得控除額は、勤続年数に応じて増加することとして、課税対象額が一般の給与所得よりも少なくなるようにしていること、③他の所得と分離して累進税率を適用することによって、税負担を軽減していることなど、他の給与所得と異なる優遇措置が設けられている。これは、退職所得が、雇用関係ないしそれに準ずる関係を基礎とする役務の対価である点については給与所得と異なる性質を有するものではないものの、それが一時にまとめて支給され、退職後の生活を保障し老後の生活の糧となるものであって、他の一般の給与所得と同様に一律に累進税率による課税の対象とし、一時に高額の所得税を課することとしたのでは、公正さを欠き、かつ社会政策的にも妥当ではない結果を生ずることになるからであるとされている。

したがって、従業員に支払われた金員が退職手当等に当たるか否かを判断するに当たっては、上記の規定及び趣旨に照らして判定することと

なるが、この点について、最高裁昭和58年9月9日判決は、「ある金員が、右規定にいう『退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与』にあたるというためには、それが、（1）退職すなわち勤務関係の終了という事実によってはじめて給付されること、（2）従来の継続的な勤務に対する報償ないしその間の労務の対価の一部の後払の性質を有すること、（3）一時金として支払われること、との要件を備えることが必要であり、また、右規定にいう『これらの性質を有する給与』にあたるというためには、それが、形式的には右の各要件のすべてを備えていなくても、実質的にみてこれらの要件の要求するところに適合し、課税上、右『退職により一時に受ける給与』と同一に取り扱うことを相当とするものであることを必要とすると解すべきである」として、三つの要件を判示している。

## （2）適格退職年金制度の意義

適格退職年金制度は、企業における退職金負担の平準化、雇用の安定等の観点から、昭和37年の税制改正によって創設され、年金原資を金融機関等の外部機関に積み立てるなど、現制度では、法人税法施行令附則第16条の規定に基づき実施する企業年金制度である。同年金制度は、信託銀行、生命保険会社等の金融機関が、企業年金を実施する企業と、退職年金に関する信託、生命保険等の契約を締結することにより、当該年金の運営を受託し、国税庁長官の承認を受けて実施しており、退職年金の支給を目的としているが、退職年金に代えて退職一時金等により給付することも認められ、我が国の代表的な企業年金制度として定着していたところである。

しかしながら、確定給付型の企業年金である適格退職年金制度は、積立基準、受託者責任の明確化、情報開示といった受給権の保護を図るための措置が講じられておらず、企業の倒産時に積立不足を起こしている事例も増えてきたため、確定給付型の企業年金の統一的な基準を定めた

確定給付企業年金法の制定に伴い、平成13年度末（平成14年3月31日）をもって廃止され、現に締結されている適格退職年金については、平成23年度末（平成24年3月31日）までに限り経過的に存続することとされている。

このため、既存の適格退職年金については、平成24年3月31日までの経過措置が講じられ、確定給付企業年金制度のほか、厚生年金基金制度、確定拠出年金制度又は中小企業退職金共済制度等、他の企業年金制度等へ移行することとなる。

### (3) 適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金の取扱い

所得税法第31条第3号及び同法施行令第72条第2項第4号は、適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金で、「その一時金が支給される基因となった勤務をした者の退職により支払われるもの」は、同法第30条第1項に規定する退職手当等とみなす旨規定している。この規定は、昭和62年の税制改正で設けられ、同改正前は、適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金は、すべて退職手当等とされていたが、退職の事実がなく、引き続き勤務しているにもかかわらず、一時金が支払われることがあり、このような場合にまで退職手当等として扱うことは、その趣旨に照らして適当ではないことから、「その一時金が支給される基因となった勤務をした者の退職により支払われるもの」に限り、退職手当等とみなす旨の改正が行われたという経緯がある。

したがって、適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金で、「その一時金が支給される基因となった勤務をした者の退職により支払われるもの」は、勤務先以外の者から支給されるものであるとしても、その原資が使用者である企業等からの拠出金によって賄われ、過去の勤務に基因して一時に支給されることから、退職手当等とみなされ、退職所得に該当することになるが、それ以外の一時金は、所得税法第34条並びに同法施行令第183条第2項及び第3項第3号の規定により一時所得に該

当することになる。

この点について、退職金制度には、①所得税法第30条第1項に規定する内部積立方式による退職一時金制度、及び、②同法第31条第3号に規定する外部拠出方式による適格退職年金制度等があるが、外部拠出型の適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金は、企業等の使用者が、労務の対価として使用人に支給する性質を有するものではなく、給与には当たらないから、「その一時金が支給される基因となった勤務をした者の退職により支払われるもの」についてのみ、退職手当等とみなされ、その他の場合は、一時所得となることに留意する必要がある。

#### (4) 退職手当等の打切支給

上記(1)のとおり、所得税法第30条第1項に規定する退職手当等について、所得税基本通達30-1は、退職したことに基因して一時に支払われることとなった給与をいう旨定めている。しかしながら、同通達30-2は、引き続き勤務する役員又は使用人に対し退職手当等として一時に支払われる給与のうち、その給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その給与の計算の基礎となった勤務期間を一切加味しない条件の下に支払われるもの、いわゆる打切支給の退職金について、退職の事実はないが退職に準じた事実が生じた場合や、その支給をすることに相当の理由がある場合などで、退職所得として取り扱うものを、限定的に列挙している。そして、その(1)は、新たに退職給与規程を制定し、又は中小企業退職金共済制度若しくは適格退職年金制度への移行等相当の理由により従来の退職給与規程を改正した場合において、使用人に対し当該制定又は改正前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与が該当する旨定めている。

また、外部拠出型の適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金についても、所得税基本通達31-1の(3)は、所得税法第31条第3号に規定する「加入者の退職により支払われるものその他これに類する一時

金として政令で定めるもの」には、適格退職年金契約に基づいて支払われる退職一時金のうち適格退職年金契約の加入員に対し、次に掲げる退職に準じた事実が生じたことに伴い加入員としての資格を喪失したことを給付事由として支払われる一時金が含まれるものとする旨定めている。

- イ 使用人から役員になった者に対しその使用人であった勤務期間に係る退職手当等として支払われる給与
- ロ いわゆる定年に達した後引き続き勤務する使用人に対し、その定年に達する前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与
- ハ 労働協約等を改正していわゆる定年を延長した場合において、その延長前の定年（以下「旧定年」という。）に達した使用人に対し旧定年に達する前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与で、その支払をすることにつき相当の理由があると認められるもの
- ニ 法人が解散した場合において引き続き役員又は使用人として清算事務に従事する者に対し、その解散前の勤務期間に係る退職手当等として支払われる給与

(5) 本判決の判断について

本件の主たる争点は、D信託銀行から請求人に支払われた本件一時金が退職所得に当たるか否かであり、次のとおり、請求人の主張についての判断が示されている。

イ 所得税基本通達30-2の(1)の適用の可否

請求人は、所得税基本通達30-2の(1)の定めは、内部積立方式による退職一時金制度を改廃した場合は示されておらず、適格退職年金制度を改廃したことによって引き続き勤務する従業員に対して支払われた本件一時金の取扱いにも同通達を適用すべきであるから、本件一時金は、所得税法第30条第1項の規定及び所得税基本通達30-2の(1)の定めから、退職所得に当たる旨主張した。

この主張に対して、本裁判では、本件一時金は外部拠出型の退職金制度から支払われたものであるため給与としての性質を有しておらず、所得税法第30条第1項に規定する「これらの性質を有する給与」に当たらないので、同通達の適用はないとの判断が示されている。

この点については、上記（3）のとおり、本件一時金に所得税法第30条第1項の規定及び所得税基本通達30-2の（1）を適用する余地はなく、加えて、本件においては、所得税基本通達31-1の（3）に定められた「退職に準じた事実」が生じたことも認められない。

#### ロ 退職に基因して支払われたか否かの判定

請求人は、転籍とは、請求人がB社との雇用関係を解消し、C社との新たな雇用契約を結ぶということであって、A社の適格退職年金はC社へ継続されず、本件一時金は、B社からの退職に基因して支払われたものであるから、本件一時金は、所得税法第31条第3号の規定から、退職所得に当たる旨主張した。

この点については、まず、転籍後も勤務先及び職務内容が転籍前と変わらない請求人の転籍が、退職に当たるか否かが問題である。国税不服審判所平成16年11月26日裁決は、適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度へ移行するに当たって、従業員から退職届を徴した後、その翌日に同一の労働条件で再雇用した事案について、継続的な雇用関係が実質的に終了したとはいえ、実質的に退職したとは認められない旨の判断を示しており、本件についても、転籍後も従前の雇用関係がそのまま継続しているとみるべきではないかとも考えられるところである。しかしながら、出向元法人との雇用関係を維持しながら行われる出向と異なり、転籍とは、転籍前の法人との雇用関係を終了させ、転籍後の法人との間で新たに雇用契約を締結することをいうのであるから、勤務先及び職務内容が転籍前と変わらないとしても、転籍によって、請求人と出向元法人（転籍前の法人）であるB社との雇用

関係は解消され、請求人はB社を退職したとみるのが相当であろう。

ただし、本件においては、転籍前にB社の適格退職年金制度の加入者であった者については、関連会社B社の勤続年数を通算すると定め、転籍者に係る同制度の年金資産をD信託銀行に移換していることから、請求人には、転籍によるB社との雇用関係の解消は認められるが、B社の同制度に基づいて支給を受ける一時金の受給権は発生せず、転籍後は、転籍先のC社の同制度が適用されることとなったことが認められる。

したがって、本件一時金は、C社の退職年金規約（B社から転籍した者に係るもの）に基づく本件年金契約の解約により支払われたものであり、転籍によるB社との雇用関係の解消に基因して支払われたものではないから、退職所得には当たらないとの判断が示されており、妥当な判断であるといえよう。

#### ハ 退職所得の優遇措置を適用することの可否

請求人は、過去の勤務期間が継続できない退職金前払い制度の選択は、勤務期間の通算の優遇措置を代償するものであり、以後、優遇措置はなくなることから本件一時金の受給は、退職所得に当たる旨主張したが、この主張に対して、本件一時金は、本件年金契約の解約に基づく分配金が退職金前払い制度を選択したことにより支払われたものであり、退職所得に当たらないから、請求人の主張には理由がないとの判断が示されている。

この点については、請求人は、C社への転籍後も適格退職年金制度を継続しており、C社が適格退職年金制度から新たな確定拠出年金制度へ移行するに当たり、退職金前払い制度又は確定拠出年金制度のいずれかの選択が認められた状況において、法令上も資金の引継ぎや退職所得控除の計算に当たっての勤務期間の通算等所要の措置が講じられた確定拠出年金制度への移行を選択せず、退職金前払い制度を選択

適格退職年金契約の解約に伴う分配金（退職に基因しないもの）（467）-203-

したことにより、本件一時金が支払われたのであるから、請求人の主張を採用することはできないものと解される。

以上のとおり、請求人に支給された本件一時金は、請求人の退職により支給された分配金ではないから、所得税法第30条第1項及び同法第31条第3号の規定には当たらず、本件年金契約の解約に伴い、D信託銀行から支払を受けたものであるから、同法第34条並びに同法施行令第183条第2項及び第3項第3号の規定により一時所得に当たることとなる。

なお、上記（2）のとおり、既存の適格退職年金制度から他の企業年金制度等への移行は今後も続くことから、同種の事案が発生することが想定され、本裁決は今後の参考となる事例として評価できるものと思われる。

#### 〈参照条文〉

所得税法第30条、第31条、第34条

所得税法施行令第72条、第183条

#### 〈参照判決〉

最高裁昭和58年9月9日判決

国税不服審判所平成16年11月26日裁決

#### 〈参照文献〉

国税庁編「昭和62年 改正税法のすべて」（大蔵財務協会） 46頁

国税庁編「平成14年 改正税法のすべて」（大蔵財務協会） 714頁

金子宏「租税法〔第15版〕」（弘文堂） 206～209頁

河合厚・宮澤克浩・阿瀬薫共編「所得税基本通達逐条解説〔平成19年版〕」

（大蔵財務協会） 155～157、166～168頁

中野百々造「出向と転籍の税務〔改訂二版〕」（大蔵財務協会） 19～20頁